生駒市既存住宅簡易耐震診断補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、生駒市補助金等交付規則（平成２０年１０月生駒市規則第１９号）に定めるほか、生駒市内に存する既存住宅について、その所有者が地震に対する安全性の向上を図るために行う簡易な耐震診断（以下「診断」という。）に対し、その費用の一部を予算の範囲内において補助することに関し必要な事項を定めるものとする。

（補助対象住宅）

第２条　補助金の交付対象となる既存住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次に掲げる要件の全てに該当する建築物とする。

(1) 建築基準法施行令の一部を改正する政令（昭和５５年政令第１９６号）の施行日（昭和５６年６月１日）前に建築された建築物であること。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(2) 現に住宅の用に供している建築物（３階建て以下とし、併用住宅（住宅部分が過半を占めるものとする。)、長屋住宅等を含む。）であること。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付対象となる者は、補助対象住宅の所有者又は所有者の同意を得た者（共有の建築物にあっては、共有者の全員により合意された代表者）とする。

（補助対象業務）

第４条　補助金の交付対象となる診断の業務は、建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２条に規定する建築士が、一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」と同等以上の効力を有する方法で行う業務とする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、診断に要した費用（延べ面積１平方メートルにつき１，０３０円を限度とする。)に３分の２を乗じて得た額とし、２０，０００円を限度とする。ただし、当該補助金の額に１，０００円未満の端数が生じたときは、その端数は切

り捨てる。

２　補助金の交付は、補助対象住宅１棟に対し、１回限りを原則とする。

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、既存住宅簡易耐震診断補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、診断を受ける前に市長に提出しなければならない。

(1)　補助対象住宅の位置図及び住宅の写真

(2)　耐震診断経費の見積書の写し（予定耐震診断技術者の氏名及び資格の記載のあるもの。）

(3)　補助対象住宅の建築時期が確認できる書類

(4)　補助対象住宅の所有者が確認できる書類（所有者以外の者が申請する場合にあっては所有者の同意書を、共有の場合にあっては申請代表者への共有者の同意書又はこれに代わる書類を添付すること。）

(5)　所有者以外の者が補助対象住宅を使用している場合は使用者の同意書

(6)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定及び通知）

第７条　市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査して、補助金の交付の可否を決定（以下「補助金交付決定」という。）するものとする。

２　市長は、補助金交付決定をした者に対しては既存住宅簡易耐震診断補助金交付決定通知書（様式第２号）により、交付しないと決定した者に対しては既存住宅簡易耐震診断補助金不交付決定通知書（様式第３号）によりそれぞれ通知するものとする。この場合において、補助金の交付の目的を達成するため市長が必要と認めるときは、条件を付することができる。

（完了報告）

第８条　補助金交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、診断の完了後速やかに、既存住宅簡易耐震診断完了報告書（様式第４号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　耐震診断業務委託契約書の写し

(2)　耐震診断結果報告書の写し

(3)　耐震診断経費の領収書又は請求書の写し

(4)　耐震診断中の写真

(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金交付額の確定）

第９条　市長は、前条に規定する完了報告書の審査の結果が補助金交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、既存住宅簡易耐震診断補助金交付額確定通知書（様式第５号）により速やかに通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第１０条　市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、既存住宅簡易耐震診断補助金交付請求書（様式第６号）による交付決定者の請求を受けたときは、その内容を審査して適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

（補助金交付決定の取消し）

第１１条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定を取り消すことができる。

(1)　不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2)　補助金の交付決定の内容又は市長が付した条件に違反したとき。

(3)　この要綱又は生駒市補助金等交付規則に違反したとき。

（交付決定者に対する指導等）

第１２条　市長は、交付決定者に対して建築物の地震に対する安全性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

（情報の提供）

第１３条　交付決定者は、市長の求めにより当該補助事業により得た情報について、診断の実施を促進するため必要な限度において提供するものとし、市長はこれを使用及び提供することができるものとする。

（施行の細目）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則（平成１９年５月１７日）

この要綱は、平成１９年５月１７日から施行し、平成２２年３月３１日限りその効力を失う。

附　則（平成２０年４月１日）

１　この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

２　改正後の生駒市既存住宅簡易耐震診断補助金交付要綱の規定は、平成２０年度以後の分の補助金の交付について適用する。

附　則（平成２１年４月１日）

１　この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

２　改正後の生駒市既存住宅簡易耐震診断補助金交付要綱の規定は、平成２１年度以後の分の補助金の交付について適用する。

３　この要綱は平成２４年３月３１日限り、その効力を失う。

附　則（平成２４年４月１日）

１　この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

２　この要綱は、平成２７年３月３１日限り、その効力を失う。

附　則（平成２６年５月１日）

１　この要綱は、平成２６年５月１日から施行する。

２　改正後の生駒市既存住宅簡易耐震診断補助金交付要綱の規定は、平成２６年度以後の分の補助金の交付について適用する。

附　則（平成２７年３月３１日）

１　この要綱は、平成２７年３月３１日から施行する。

２　改正後の生駒市既存住宅簡易耐震診断補助金交付要綱の規定は、平成２７年度以後の分の補助金の交付について適用する。

３　この要綱は、平成３０年３月３１日限り、その効力を失う。